

第 2 2 号議案

ふじみ野市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 1 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 3 項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 9 号）の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。